入会及び退会の手続きに関する規則

定款第6条及び第8条の規定に基づき、入会及び退会の手続きに関する規則を次のとおりとする。

(入会の申し込み)

第1条 正会員になろうとする個人、法人又は団体は、次に掲げる事項を記載し、捺印をした入会申込書を当協会又は会長に宛てて提出するものとする。ただし、(5)については、任意とする。

- (1) 氏名又は名称(ふりがなを含む。)
- (2) 法人又は団体にあっては、担当部署の名称及び担当者の氏名
- (3)連絡先住所
- (4) 連絡先電話番号
- (5) 連絡先 FAX 番号
- (6) 電子メール宛先
- (7)入会申し込みの意思表示(個人会員又は法人会員の別を含む。)及びその 日付

(理事会の承認)

第2条 理事会は、入会申込書を基に、申込者が会員としてふさわしいと認める場合には、その入会を承認し、承認の可否を申込者に通知する。

2 前項の承認の決定により、申込者は正会員となる。

(退会届)

第3条 退会者は、次に掲げる事項を記載し、捺印をした退会届を当協会又は会長に宛てて提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 法人又は団体にあっては、代表者の役職及び氏名
- (3) 退会の意思表示及びその日付並びに退会が効力を発生する日として指定 する日の日付(ただし、意思表示の日付よりも早い日のものであっては ならない。)
- 2 前項(3)の退会届において指定した日に退会者は正会員ではなくなる。

(会員名簿)

第4条 入会した会員は、会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。
- 3 定款第10条の規定により会員の資格を失った者については、その資格を失った日に名簿から抹消する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規則は、平成26年6月5日より施行する。